

平成26年第20回

荒川区教育委員会定例会

平成26年10月24日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成26年度荒川区教育委員会第20回定例会

1 日 時	平成26年10月24日	午後3時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員 教 育 長	小 林 敦 子 坂 田 一 郎 青 山 侖 高 野 照 夫 高 梨 博 和
4 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 図 書 館 課 長 児 童 青 少 年 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	五 味 智 子 丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 小 山 勉 北 村 美 紀 子 井 上 敏 也 小 堀 明 美 根 本 順 駒 崎 彰 一 大 谷 実 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 報告事項

ア 小学校の通学路における防犯カメラの整備状況について(中間報告)

- イ 静岡県下田市との災害時相互応援に関する協定の締結について
 - ウ 平成26年度荒川区「家庭における親の教育意識と青少年」意識調査の中間報告について
 - エ 荒川区営区民運動場の整備に伴う条例の一部改正について
- (2) その他

委員長 ただいまから、荒川区教育委員会第20回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日は5名出席でございます。

会議録の署名委員は、坂田委員及び高野委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日も3時半からの委員会ということで、皆様方には御調整いただきまして、ありがとうございます。また、小林委員長と高野委員には委員会に先立って、ふるさと文化館での特別展示の御視察をいただき、ありがとうございます。

本日の案件、報告事項4件となっております。御報告をさせていただく中で、貴重な御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 前回の定例会にて、委員長職務代理者に坂田委員が選任されましたが、その後、坂田委員から就任の同意が得られました。ここで報告をいたします。

それでは坂田委員長職務代理者から、ごあいさつをお願いいたします。

坂田委員 まだ1期目でございます。やっと右か左かがわかるようになったところでございます。先日は小学校の教科書採択の経験をさせていただきまして、大変勉強になりました。

私はPTA代表という立場もございますので、現場の活動をよく見ながら、この委員会に貢献していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 また、7月11日開催の第13回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、その間、確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ、承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。あらかじめ送付した開催通知では、報告事項が3件として御案内しておりましたが、本日は御手元の次第のとおり、報告事項を1件追加させていただきました。また、説明者である事務局の都合により、報告者の順番を次第にあります順番から変更させていただきますことを御了承ください。

初めに報告事項ウ「平成26年度荒川区『家庭における親の教育意識と青少年』意識調査の中間報告について」、御説明をお願いいたします。

児童青少年課長 日ごろより教育委員の皆様には、児童青少年のさまざまな区の事業に御理解、御協力いただきまして、本当にありがとうございます。本日は貴重な時間をいただきまして、平成26年度荒川区「家庭における親の教育意識と青少年」調査の中間報告について、御報告いたします。

今回の中間報告につきましては、本年度6月に学校を通じてアンケート調査をさせていただきました。今後、詳細な分析を行いまして、最終報告書を作成して参りたいと考えております。

調査の概要ですが、調査の対象は区内小学校5年生、6年生、中学生全員とその保護者を対象に行っております。

回収数は、児童・生徒全部で5,731票でした。回収率は、95.1%でございます。保護者につきましては、5,366票の回収数で回収率は89.1%と、非常に高い回収率となっております。

内容といたしましては、幾つか大きな項目がございますが、子育てに関する意識として、生活習慣、学校生活、インターネットなどの利用について、小・中学生は29の項目、保護者については33の項目の調査を行いました。

主なものを資料に沿って、御説明させていただきます。初めに3ページを御覧ください。子育てに関する意識の中で、の子どもに対するしつけが、以前に比べて緩やかになってきている傾向が見られました。こちらの調査につきましては、平成20年、23年に実施しており、今回、26年の3回目になります。一番上の「厳しくしつける」というところを見ていただきますと、平成20年の44.4%が、26年には38.4%と減ってきております。

また、3ページの2「生活習慣」の項目でございます。区で取り組んでおります「早寝・早起き・朝ごはん」については、以前に比べてよくなってきている傾向が見られました。「朝7時前に起きる」という項目では、20年度27.3%から26年度48.2%まで増えています。また、「11時半以降に寝る」子についても、38.3%から26.3%、「朝ごはんを毎日食べる」子についても、80.8%から86.3%と増えてきており、生活習慣が向上している傾向が見られました。

続きまして4ページを御覧ください。「学校生活」について、幾つかの項目がありますが、全体的に学校への満足度が高くなっている傾向がございました。学校の行事や部活動に積極的に参加するようになってきている傾向や、いじめられることや学校へ行きたくないと思うことが少なくなっているという傾向も見受けられております。

続きまして5ページを御覧ください。4の「放課後の行動」ですが、放課後、家でテレビを見る時間が少なくなっているという傾向が見られました。一方でゲームをする時間が増えているというような傾向もありました。

続きまして7ページを御覧ください。6の「親子関係」についてですが、親子関係が親密になってきている傾向が見られます。親とのコミュニケーションが多くなったり、家族との時間が楽しくなっているというような回答も多く見受けられました。

続きまして「インターネットなどの利用」についてです。インターネットが接続できる通信機器の所持率については、「ゲーム機」が7割と最も多く、「パソコン」と「スマートフォン」は4割弱、「携帯電話」「タブレット端末」が3割前後という傾向でございました。

続きまして、9ページを御覧ください。ソーシャルネットワーキングサービスの利用についての質問では、SNSの利用者のうち7割がラインを使っているということがわかりました。また、2割弱でツイッターなども使われている傾向もございました。

また、SNSの利用について不安を感じるという保護者が6割を超える一方、児童・生徒では1割にすぎないという結果であり、安易にSNSを使っているという傾向も見受けられました。

簡単ですが、調査結果の概要についての説明は以上です。なお、11ページ以降に、設問の詳細及び項目、回答率なども記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

冒頭でも申し上げましたが、今回は中間報告ですので、今後クロス集計等、詳細について分析を行いたいと考えております。なお、最終報告書が完成した後に、改めて教育委員の皆様へ報告させていただきます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、続いて関連する資料として「家庭で取り組む『情報モラル』の育成」につきまして、指導室長から説明をお願いいたします。

指導室長 では冊子の9ページを御覧ください。この9ページの真ん中あたりに書いてある「また」以降のところでございますが、「インターネット利用者のうち、その使用時間やアクセスの内容について、ルールは決められていないという児童・生徒が、いずれも6割弱となっている」という記載につきまして、青少年問題協議会の委員の方から、教育委員会としてどのような対応をしているのかという質問をいただきました。

そこで、教育長から10月上旬に、各学校の児童・生徒の一人ひとりに、この「家庭で取り組む情報モラルの育成のメッセージ」を配布いたしました。

このメッセージの取り組みの背景といたしまして、表面の真ん中より下のところに、太字で書かせていただいております「子どもたちの生活の中で『スマートフォン』や『携帯ゲーム機』を利用する時間帯は、学校から下校した後の『家庭』での利用が中心となることから、スマートフォンの利用について、家庭での取組が重要となる」ということを伝えさせていただきました。配布資料の裏面に具体的な取り組み内容を記載しております。

内容でございますが、子どもと保護者がしっかりとコミュニケーションをとって、家庭内でルールをつくってくださいということでございます。さらに、それを守らなかったらどうするかという次のルール、メタルールも決めて、どちらも子どもに宣言させていただきたい

う内容でございます。また、保護者はルールを決めただけで安心せずに、定期的に継続的に子どもと確認し合うことが重要ですよという保護者の役割も発信させていただきました。

青少年問題協議会で中間報告を行った際に、この情報モラルの育成についてもお答えいたしましたので、この場でも御説明させていただきました。

以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

青山委員 例えば、8ページの下段の方で、親と生徒と両方、答えが出ていますけれども、これはそれぞれに聞いたという意味ですか。

児童青少年課長 そうでございます。

青山委員 ということは、例えば、調べ物に使っているという項目は、わずかな差ですが、親は調べ物に使っていると思っているのに対し、子どもの方はそうでもないというのが少しはいるというように、このグラフを読めばいいのですか。

児童青少年課長 これはインターネットを使う目的を調べたもので、親は87.8%の方が「調べ物」でインターネットを利用しており、子どもでは85.1%というように読んでいただければと思います。わずかではありますが、子どもの方は「調べ物」よりも、「情報発信」の方が13.0%と親の7.1%と逆転していますので、「調べ物」よりは「情報発信」などに使っている傾向が見受けられると見ております。

青山委員 わずかな差ですが、多いということですね。

いずれにしても、調べ物といっても何を調べているかはいろいろあります。

児童青少年課長 そこまで詳しくは、設問では問いはしておりません。

青山委員 そうですね。だから、その後の9ページの方も含めて、結局は親がなかなか把握しきれていないということが見えてきますね。だから対策としてはそこですね。

坂田委員 全体として、今の段階では一般的にこうだ、全体像としてこうだという報告になっているのですが、子どもたちの中には当然、多様性があるわけで、こういう回答について、グループ化して見ることも重要だと思います。

教育者としては、全体的、一般的な傾向を見ているだけでは子どもを捉えたとはいえないので、例えば「早寝・早起き・朝ごはん」ができていないグループは、ほかにどんな傾向があるのでしょうかとか、例えば、そういう人はインターネット利用時間が長いのではないのかとか、まさにクロス集計という一番簡単なやり方はそういうことで、重要と思われるような我々の仮説の項目によってグループを分けて、実際に差があるかどうかを調べる必要があります。

さらに質問全体としてみて、子どもたちがどのようなグループに分かれているかどうかと

いうのも有用だと思います。そういうことで、実際に学校現場で利用できる資料になるのではないかと思います。

それから情報モラルの件ですが、御家庭にもよると思うのです。実際に自分がラインを使ったことがない家庭で、何に危険があるかといっても、実際は危険を察知するのは難しいと思います。SNSも同じだと思うのですが、親御さんが使ってみるのが一番いいと私は思いますが、必ずしもそういうわけにもいかないのが、実際に今行っている、タブレットなどを使った教育の中で、危険性についてもきちんと教えていくのが学校の役割ではないかと思うのです。例えば、どこかで勝手に撮った写真を勝手に投稿してしまったという場合によってはプライバシーの侵害になっていることもあり得るわけです。親御さんがそのようなリスクがありうるということを知らないと、子どもに注意しようもないのです。すべての家庭がそのようにはなかなかならないので、基本的なところは学校で教えて、親御さんもこういうところが危ないという点を、またこういう形で啓発することが、学校の役割としてあるのかと思います。

ただし、こういう話だけすると、何かそういったものの利用について、ネガティブに聞こえ過ぎてしまうことがあります。例えば最近、普及が進んだラインを使うのは、人とのコミュニケーションの手段としては非常に効率的であり、別に何も悪いことではないので、そう取られないように注意しながら、一方で潜んでいる危険性について、学校でもぜひ授業の中で啓発していったほしいと思います。

児童青少年課長 貴重な御意見をいただきありがとうございます。今回は、中間報告で粗々のものをお示しさせていただきましたが、今後、青少年問題協議会の専門部会を年度内に2回程度開催する予定で、学校の先生方にもメンバーに入っていただいておりますので、ぜひ、教育現場で活用できるようなクロス集計、グループ化を含めて、行って参りたいと考えております。

坂田委員 学校の先生方には、先ほど申し上げたのは、一つは仮説、こういうところが子どもに大きな影響を与えているのではないかという、切り口又は仮説に関する知見を提供していただきたいと思います。

それからもう一つは結果の評価です。解釈というのは実は結構難しく、単純に数字を並べるとこう見えるのだけれどというのは、ときどき間違いがある。学校の先生は子どものことをよく御存じだから、それはそういう解釈でない別の解釈が適切だなど、いろいろ専門的な評価があるかと思いますが、そういう形で学校の先生の知恵を借りていただきたいと思います。

指導室長 ありがとうございます。今、学校の中で情報モラルということで、小学校、中学校

ともに、道徳の授業の中で取り上げさせていただいております。

また、東京都からインターネットを正しく利用するためのチラシが配られていたり、DVDが配られていて、それを子どもたちが見て、学習する機会がございます。教員にしましては、著作権や先生が今おっしゃられた、写真をインターネットに載せてしまうという危険があるかなどを研修する機会があります。先生のお話を伺って、さらに充実させていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長 私も質問があるのですが、日本青少年研究所は千石保先生のところですか。

児童青少年課長 はい。そうでございます。

委員長 これは荒川区の単独調査ですか。あるいはほかの自治体とも、ということでしょうか。

児童青少年課長 今回のこの調査については、荒川区単独の調査でございます。

委員長 そうですか。非常に貴重な調査で、これを見ますと、いろいろなことがわかってくると思っております。

特に「早寝・早起き・朝ごはん」が増加しているらしく、これはいろいろと荒川区の方で御尽力くださった成果だと思いつつ、ぜひ、坂田委員もおっしゃったように、クロス集計をして深い調査になると、さらにいいのではないかと思いました。

高野委員 今回の中間報告は、インターネット・電子機器に関するものが割合として多いのですが、教育に関係するアンケート、塾に行っている時間や教育委員会で進めている寺子屋をたくさん利用しているだとかいったものはとっていないのですよね。インターネットや電子機器を使う時間が増えているとのことでしたが、そことの比較もできないかと思ったのですが、なかなか難しいものでしょうか。

指導室長 これ以外に、教育委員会指導室の方でも、子どもたちに意識調査をとってございます。今年度も12月にまた新たなものをりますが、学習時間、読書量などを調査いたします。

ただ、先ほどおっしゃったように、クロス集計をとるところまで進んでございませんので、先ほど教えていただいたような形で、調査結果をいかに活用できるかをしっかりと検証していきたいと思っております。

児童青少年課長 学習時間については、宿題をするかどうかについての問いの結果が、25ページにございます。「あなたは学校から帰って家でどんなことをしていますか」という設問の中に、宿題をするというのが「ほとんどしない」から、「30分」「1時間」「2時間」という回答がございまして、小学生では「30分以内」から「1時間」に回答した方が3割から4割程度います。中学生では、1、2、3年生と学年が上がると学習時間が多くなる傾向もありますが、「30分以内」から、「30分～1時間」ぐらいの方も、2～3割程度という状況でございます。

また、26ページの「友達とラインなどをしたりメールをしたりする」という設問では、「ほとんどしない」というのが小学校5～6年生で7割から8割程度でした。中学生では、「ほとんどしない」割合は減っていきませんが、「30分～1時間」程度と回答した方が1～2割台を占めていて、「2時間以上」という方もいる状況です。

青山委員 チラシの方ですが、全体として子どもの自主性を重んじて、その子どもが納得してルールを守っていくという姿勢を貫いていて、非常にいいと思います。基本的にはこういう姿勢が正しいと思うのですが、一方で依存症の問題があります。依存症の場合には、自主性を重んじているだけだと解決できないということになると思います。消費者機構日本という政府の適格消費者団体の会長を私はずっとやっているのですが、子どもでなくて大人を含めての話になりますが、通販でどんどん買ってしまうという依存症と、それからもう一つは、ここに有料サイトの話がありますけれども、有料サイトにつなぎっ放しにするという依存症と依存症的なものの相談が、実は消費者相談では非常に多い。だまされたというよりも依存症的に本人が自主的に繰り返してしまうという相談が多いのです。

この全体のトーンは崩さないで、つまり子どもの自主的なルールを守っていくのを育てていくという、その姿勢は崩さないで、しかし教育上からいうと、念頭には入れておいた方がいいのではないかと思います。

委員長 よろしいでしょうか。

根本課長はこの後、ほかの公務が入っているとのことですので、これで退席されます。根本課長、どうもありがとうございました。

児童青少年課長 ありがとうございました。

委員長 それでは、続きまして「小学校の通学路における防犯カメラの整備状況について（中間報告）」の御説明をお願いいたします。

教育総務課長 7月11日に教育委員会に報告差し上げました、小学校の通学路の防犯カメラ、中間報告になりますが、御報告をさせていただきます。

内容です。設置場所でございますけれども、教育委員会の方に7月に御報告差し上げ、御了解いただいたということで、8月中旬から、不審な声かけ事案等の発生場所を踏まえまして、校長先生やPTAの会長さん等々と、防犯カメラの設置場所について協議いたしまして、表のような、次の小学校の通学路に防犯カメラを設置したいというものでございます。今後、地元町会長、近隣住民、東京都等と調整を図りまして、整備を進めて参りたいと考えてございます。

この表でございますけれども、1番の第二瑞光小学校、カメラの個体番号になりますが、1番から25番まで、右側に目を移していただきますと、25番ということで25台。学校

数につきましては、13校という状況でございます。13校25台を設置したいと考えてございます。

1ページおめくりいただきまして、別紙1でございます。こちらは少しわかりづらい地図になってしまっているのですけれども、まずこの黄色いところが目立つと思いますが、この黄色について、凡例で書いてありますとおり「見知らぬ者からの不審な声かけ事案等」ということで、平成25年1月から平成26年2月までの1年2カ月間、特に事件性はないということもあるのですが、110番通報したという件数でございます。全部で68件という状況でございます。

そういったことを踏まえまして、扇形のオレンジのところですね。これが防犯カメラになっておりまして、扇の要から開いている方に向かってカメラを映すという、若干わかりづらいのですが、こういう形で映という、そういうような見方となっています。番号で囲ってありますのが、1ページ目の表と一致をしている防犯カメラという状況でございます。学区域と通学区域とが赤で、通学路については青という表記になっているところでございます。

この地図に落とし切れてはいないのですが、商店街が設置した、区が補助金を出して設置した防犯カメラが、25年度末現在で144台ございまして、荒川区の生活安全課といたしましても22台、駅周辺に25年度末をもって整備が完了しているということで、荒川区が関与している防犯カメラ、この落とし込んだカメラ以外で166台、25年度末にはあるというような状況でございます。

そういったカメラとの整合性も踏まえて、今回、案ということでお示しをさせていただきました。

1ページ目にお戻りいただきまして、内容の2番になります。本年度の設置費用でございます。まだ予算ベースでございますけれども、950万円。25台分ということでございます。1台あたり大体38万円程度になるかと思えます。そのうちの半分、475万円を東京都から補助申請をして参りたいと考えてございます。

今後の予定でございますが、11月上旬には地域関係者、町会長さん等々に御説明を差し上げて、中旬には東京都に補助金の交付決定をいただきたいと考えてございます。その後、防犯カメラの設置ということで、荒川区個人情報保護運営審議会に了承をいただいた後、工事に着手いたしまして、来年3月下旬には防犯カメラを稼働させて参りたいと考えてございます。

中間報告という形になりますけれども、以上でございます。よろしく願いいたします。
委員長 ただいまの説明につきまして、質問などはございますでしょうか。

青山委員 こんなにたくさん見知らぬ者からの不審な声かけ事案というのがあるんですね。黄

色い丸が声かけ事案なのですか。それはある意味、驚きだと思えるのですけれども。

委員長 声かけ事案の中で、110番通報があったものだけですね。

教育総務課長 110番通報で、犯罪認知件数ではないのですが、要は被害届が出ているもの以外にも、電話で110番通報があった情報は、集めて落とし込んだということです。

青山委員 それがこの黄色い丸ですね。例えば、汐入とか南千住一带に結構黄色い丸が多いのですが、こちらの方は防犯カメラが一つもないというのは何か理由があるのですか。

教育総務課長 商店街の方で、ベルポート汐入でつけているところもございまして、商店街との連携を図って、校長先生の話も聞いて、今回はこういう配置となりました。

青山委員 なるほど、ほかに防犯カメラがあるということですね。

教育総務課長 はい。そうですね。

青山委員 ということは、たぶん町屋も同じような理由なのですね。ここも黄色い丸が多いみたいですが。

教育総務課長 駅周辺ですとか商店街にもカメラを設置しています。

青山委員 コンビニなども設置していますからね。

教育総務課長 あります。

青山委員 そうということですね。わかりました。

委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では続きまして「静岡県下田市との災害時相互応援に関する協定の締結について」御説明をお願いします。

学務課長 それでは御説明いたします。

件名、静岡県下田市との災害時相互応援に関する協定の締結についてでございます。

骨子は、同協定を締結したので報告するものでございます。

内容でございます。協定名「災害時における相互応援に関する協定」でございます。以下内容でございますが、資料を3枚さらに添付してございます。2枚目が協定書コピーでございますので、御覧ください。それから3枚目と4枚目に地図をつけてございます。後ほど御説明させていただきます。

1枚目にお戻りいただきまして、2番の協定の内容でございます。「いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるもの」でございます。協定の相手方は静岡県下田市でございます。

主な相互応援の内容でございます。(1)食糧、飲料水、及び生活必需物資等々、必要な資機材の提供でございます。(2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、その他の

提供でございます。(3) 救援活動等に必要な車両の提供でございます。(4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣でございます。(5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れでございます。

そして(6) が教育委員会に係るものでございますが、荒川区立下田臨海学園についての以下に定める応援ということで、荒川区側が行うこととして、下田臨海学園への下田市の被災者の受け入れでございます。下田市側でございます。下田臨海学園を利用している児童・生徒がいた場合、その救援等を行うものでございます。(7) としてその他、両自治体の首長が必要と認めて要請する事項でございます。

本件は防災課が主管となりまして、先日、10月17日、荒川区役所にて協定が締結されてございます。お戻りいただきまして、協定書は今の内容を細かく、手続き等も含めて記載しておりますので、御覧いただければと思います。

3枚目、4枚目の地図でございますが、先に4枚目を御覧いただきまして、手描きで申しわけないのですが、これは下田市の津波ハザードマップでございます。真ん中あたりに伊豆急下田駅がありまして、その東側、四角で囲っている中に丸がある、ここが荒川区立下田臨海学園の位置でございます。その東側に湾がありますが、ここが外浦海岸といって児童が遊泳を行う場所でございます。

3枚目の地図に戻っていただきますと、今の四角で囲ったところを拡大したものでございます。黄色いペンで引かれているところ、これが荒川区立下田臨海学園でございます。それで色が黒くなっているところ、これが津波ハザードマップの浸水域でございます。南海トラフ地震が起こった場合に、津波が到達する恐れがあるエリアでございます。

下田臨海学園につきましては、ちょうど本当に一部、草むらのあたりが津波到達エリアにかかっているところがございますが、基本的に施設自体には津波が到達することはないであろうと考えられています。そのため下田臨海学園については、直接の津波の被害がないであろうということから、被災者の受け入れ等の施設としてぜひ使わせてほしいというのが、下田市側からあったということでございます。我々としても、子どもたちが下田市、臨海学園にいる間で、津波、地震災害が起こったときに、しばらく孤立することも考えられますので、その際に下田市側に必要な救援をいただくことについては、我々にも当然メリットがございますので、このような協定の締結に至ったものでございます。

さらに今後、具体的なところは手順等も含めながら、相互確認しながら、万が一の対応ということで、進めて参りたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

高野委員 とてもいいことだと思います。確か下田臨海学園から中学校まで、距離が200メートルぐらいで坂を上ったところでしたが、そこまで逃げることになっているのですね。

学務課長 3枚目の地図でございます。今、高野委員から御指摘があったところでございます。真ん中の下田臨海学園を南東に進んでいただくと、大きな字で「中」と書いてある、下田東中学校。こちらは臨海学園よりかなり高い位置にございます。基本的には、臨海学園は津波が到達しないとされていますが、児童につきましては、万が一のことを考え、地震があった場合には当然、下田東中学校に避難することを考えてございます。

下田市側といたしましても、当然、下田東中学校をまず発災時の避難場所と考えてございますので、我々もいったんそこに避難する。その後、避難が中長期、数日にわたった場合には、下田臨海学園には厨房、それから食堂等も、あと部屋がございますので、その後、一部活用できる範囲で活用するのが現実的なところと考えてございます。

そういった意味で下田東中学校自体は、もともと市の防災の計画において、避難場所と定められていますので、荒川区の子どももそれにのっかって、一時的な避難をすることになるかと思います。

高野委員 視察させていただきました。よくわかっています。

青山委員 東日本大震災でも、これはお互いに機能しましたからね。まだ職員は行っているのですか。

学務課長 今、釜石市の方に1名。

青山委員 まだ行っているのですね。

教育長 下田市と協定を結ぶことについて、区議会には協定前に防災課から報告したところ、では今、現実的に下田臨海学園に非常用の物資は何日間あるのだという話になりました。実際のところ、児童・生徒が、大体1日100人ぐらいで宿泊するのですが、1日分の備蓄になっております。

今回、改めてまた下田市と協定を結ぶということで、さらに非常時の食料も含めた避難の充実が図られるのですが、区としての備蓄についても1日分では足りないのではないかとという御意見が区議会から出されました。今、事務局として検討しているのですが、3日分ぐらいの備蓄をしなくてはいけないかなと考えています。

先ほどお話があったように、いったん大災害があって、町が破壊されると、道路が寸断され、救援物資の輸送等が海上輸送に頼らざるを得ないところがあります。子どもたちへの応援はお願いするのだけれども、下田市そのものが食糧や飲料水が足りない場合には、あまり無理も申し上げられないだろうということで、1日分では足りないのではないかとというよう

な議論でした。

高野委員 そうですね。

青山委員 そうなのですね。

高野委員 ヘリコプターが行かれるでしょう。下田東中学校へ。

教育長 そうですね。ただ、伊豆の人口を考えると臨海学園に対して迅速に対応していただけるかどうか懸念されます。

高野委員 そうということですね。荒川区の施設にはヘリコプターがとまるスペースは十分ありますものね。

ヘリコプターはいいけれど、道路がひどい状態になりますからね。

青山委員 津波災害だとやはり船は接岸できないですね。

教育長 一時的に港湾が使えなくなります。

教育部長 県の訓練でも、どこか港で、やはりそういう訓練をやりますよと、船で行くのですが、その前にいろいろなものを片づけてからでないといけないかもしれないので、船に行くまで時間がかかると言っていました。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは続きまして「荒川区営区民運動場の整備に伴う条例の一部改正について」御説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 「荒川区営区民運動場の整備に伴う条例の一部改正について」、御説明させていただきます。骨子といたしまして、区民運動場の平成27年4月開設に向けまして、荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の図面を並べていただきながら、御説明させていただきます。

施設の概要でございますが、平成23年4月から尾久八幡中学校の建て替え工事に伴って閉場しています区民運動場については、平成27年4月の開場に向けて、今現在、整備を行っているところでございます。新しい区民運動場は全面人工芝で、陸上トラックに加えまして、サッカー、野球ができる多目的グラウンド広場を整備するほか、テニス兼バスケットボールができる小広場を整備するものでございます。

こちらにつきましては、尾久八幡中学校の学校活動を優先いたしまして、学校活動のない土日、祝日につきましては、区民向けに貸出を行うものでございます。

図面の方でございますが、少し色がかかっています中学校校舎というのが尾久八幡中学校でございます、そのまま上段右上が庭球場と書いてございますが、こちらが小広場。そして下が多目的グラウンドということでございます。

条例改正の概要でございますが、荒川区営運動場の設置、管理に関する条例に、使用料の

設定、それから関係規定の整備を行うものでございます。

(1) 使用料でございますが、2時間当たりでございますが、多目的グラウンドにつきましては3,000円。小広場につきましては1,200円を予定してございます。

(2) 規定整備の中味でございますが、区民運動場の位置。そして主な用途、利用形態。こういったものを整備するものでございます。

今後の予定につきましては、11月27日から開催されます11月会議に上程させていただきまして、来年27年3月から施設利用申込を受け付けます。そして4月からの施設開放を予定しているところでございます。

御説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などはございますでしょうか。

それでは、予定していましたが、事務局より連絡事項等がありますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第20回定例会を閉会いたします。

この後、引き続き協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

了